

## 平安時代の古文書（一）：特にその分布について

竹内，理三

---

<https://doi.org/10.15017/2335151>

---

出版情報：史淵. 54, pp.1-39, 1952-12-25. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 平安時代の古文書（一）

——特にその分布について——

竹内理三

## 一

奈良時代の文書は、正倉院に傳えられたいわゆる正倉院文書をその主要部分として、東京大學史料編纂所から出版された大日本古文書二十五冊によつて學界に紹介されたものは、筆者の算えたところによれば、一萬二千通に及んでゐる。寧樂遺文。 卷上解説。その後、この大日本古文書所收以外の奈良時代文書が間々發見されることがあるが、その數は極く僅かである。従つてこの數を以て、ほゞこの時代の現存文書數と考へることができよう。

奈良時代七十五年間に對して、天應元年（AD七八一）に始まり、壽永四年（AD一一八五）に至る約四百年の長い期間を占める、平安時代の古文書は、然らばどの位現存するであらうか。

## 二

この時期の文書で、その本文を傳えてゐるものは、その數決して少くない。六國史以後、國史の編修が行はれず、そのため政治的史料を生のまゝ保存することが、時の爲政者にとつて必要となつたことや、政治そのものが形式化して、典禮故實として文書が保存されたこと——朝野群載や本朝文粹の如き文例集的編纂物がつくられたこと——などが、その重なる原因である。従つて、平安時代の文書が多くのこつてゐるといふても、かうした意味の編纂物として傳へられてゐるもの

のを含んでのことである。

先づ編纂集成された文書集として第一にあぐべきものは、「類聚三代格」であらう。この書が、弘仁格・貞觀格・延喜格を項目別に類聚したものであるので、そのもととなつた此等の格があれば、それを擧げるべきであるが、今日では、弘仁格の目録の一部が傳はつてゐるにすぎない。類聚三代格は、大寶元年（A.D. 700）から延喜七年（A.D. 902）に至る二世紀の間の詔、勅、太政官符の本文をそのまま集めたもので、

大寶一通 慶雲五通 和銅四通 靈龜一通 養老一二通 神龜八通 天平一七通 天平勝寶一通 天平寶字二三通  
天平神護一〇通 神護景雲四通 實龜二四通 天應三通 延曆一三九通 大同八五通 弘仁一三六通 天長六七通  
承和九七通 嘉祥一〇通 仁壽一六通 齊衡二三通 天安八通 貞觀一五一通 天慶五五通 仁和一八通 寛平八八  
通 昌泰二一通 延喜二六通

合計九五〇通を收めてゐる。ただこの文書集は、その目的が政治の實際面に資する目的を以てつくられたものであるため、その内容が主となり、文書の体裁については、主者、奉行者の署名などは、殆んど省略されて、文書の全貌を傳えてゐないことと、本朝書籍目録には三十卷とあるのに、今日では卷九・卷十一・卷十三及び卷二十一以下を欠いてゐることは、遺憾である。

類聚三代格は、後一條師通記寛治二年四月五日の條の裏書にその名がみえるので（A.D. 1088）、少くともそれ以前につくられたものであることが知られるが（政事要略にはまだ引かれていません）。これについてあぐべきものは、保安二年（A.D. 1121）に成った「類聚符宣抄」であらう。これは、類聚三代格には收められてゐない宣旨・官符及び解状などを、事項別に類聚編集したもので、左大史王生家に傳へられたので、一名「左承抄」ともいわれる。元來十卷であつたものが、鎌倉時代には、既にその中の卷二・卷五の二卷を逸して、現在では八卷を存してゐる（解題續歴史篇・圖書寮典籍・法制定部）。その体裁は類聚三代格に

似てゐるが、その目的は、彼が政治の運行の實際面の参考とするものであるに對し、此は、左大史として、公文書作成の文例としてつくつたものであるので、文書を節略することなく、全文を擧げ、且つまた、内印とか外印とか省印とかの印まで記入し、更には、例へば、「件官符捺外印賜式部、々々作補任捺省印進官、々作任符捺内印賜了」とか  
卷一諸神宮司補任事萬壽二年三月五日  
太政官符「給外印符於式部、々々申補任、次給内印任符」同上庚保二年二月十九日太政官符、「同前、或不經式部、直給官符於伊勢國并大神宮」とか註して廿五日太政官符、文書發行の手續まで記してあつて、古文書學上からも、有力な資料である。所收の年代は天平九年六月廿六日の太政官符から始まつて、寛治七年正月十九日の宣旨に至る、次の如くである。

天平二通 延暦四通 大同三通 弘仁三三通 天長二五通 承和一五通 齊衡一通 天安一通 貞觀一六通 元慶一通  
六通 仁和二三通 寛平七通 昌泰三通 延喜七三通 延長二五通 承平三二通 天慶四三通 天曆八二通 天德九通  
應和一八通 康保五五通 安和二〇通 天祿五通 天延二通 貞元六通 天元八通 永觀五通 寛和四通 永延一通  
一五通 永祚一通 正曆一〇通 長德一〇通 長保二三通 寛弘一〇通 長和一三通 寛仁一〇通 治安六通 萬壽二通  
二九通 長元二〇通 長曆六通 治曆七通 延久四通 寛治五通

で、合計七二七通。類聚三代格が、その大部分を太政官符を以て埋めてゐるに對し、符宣抄は、宣旨四六八、官符一二五、其の他で、宣旨が壓倒的に多いのも、特徵的である。特に類聚三代格以後、他に官府の文書を傳へたものが絶無となつた延長以後の文書を數百通傳へてゐるのは、この文書集の編纂者にとつて大きな功績である。いわゆる延長の風土記と稱せられてゐるもののが撰進せられたことが知られるのも、本書に收められた延長三年十二月十四日の太政官符が唯一の史料であるし、六國史の後にも、撰國史の事業が繼續せられてゐたことも、これに收められた撰國史所干係の宣旨によつて知られるのである。この類聚符宣抄に對して、假りに「別聚符宣抄」と名づけられた一卷がある。これは舊廣橋伯爵家に傳へられ、今は東洋文庫の架藏に歸したもので、もと何卷のものであつたか、知る由もないが、現存の卷には、延喜二年

四月十三日の官符から、天祿二年七月十九日の官符に至る。

延喜五五通 延長一四通 承平二〇通 天慶一一通 天曆一四通 康保一通 天祿一五通

の合計一三〇通の宣旨及び官符を傳えてゐる。然しこの書では、宣旨も官符も間々節略してゐるし、類聚符宣抄や政事要略に引用されてゐるものと重複してゐるものもある。本書の書名はこれを國史大系に收められた黒板勝美博士の命名である。

魚魯愚抄は洞院公賢の著 除目大成抄などには、おびただしい除目申文を收載してゐて、これ亦、平安時代の文書を傳えるものとして見逃すことのできないものであるが、これらは文書集そのものといふより、政事要略や法曹類林などと同じやうに、文書の外の各種の記録類と共に、編者の説明についての典據として收められてゐるのであるので、しばらく論外におくとしても、なほ見逃し得ぬものは、「永久之曆丙申之年」(AD一一六)編者三善爲康の自序のある「朝野群載」である。これは文書ばかりではなく、詩文をも含むが、文筆・朝儀・神祇官・大政官外記史・攝錄家・公卿家、等の項目に分けて、詩文及び公私文書を類聚したもので、この書よりやゝ先立つところの藤原明衡によつて集録された「本朝文粹」が、詩文文章を主として類集したのに對して、文書を主体としてゐるところに、文書集としても取扱はれる價値をもつてゐる。然しこの書もその序文には三十卷とあるのに、その中の十・十四・十八・十九・二十三・二十四・二十五・二十九・三十の九卷を缺いてゐる。所收の文書は、延暦三年九月八日の大納言藤原繼綱の奉納興福寺寶物牒に始まり七攝錄家 卷七攝長承元年十二月廿日中納言顯雅消息に

至る。

延暦一通 大同一通 弘仁一通 天長一通 承和一通 嘉祥一通 仁壽一通 貞觀五通 元慶一通 仁和一通 寛平二通 昌泰二通 延喜七通 延長三通 承平三通 天慶五通 天曆一七通 天德五通 應和七通 康保二通 安和一通 天祿三通 天延六通 貞元一通 天元三通 永觀四通 寛和四通 永延三通 永祚二通 正曆二通 長徳六通

長保一三通 寛弘一三通 長和一〇通 寛仁三通 治安五通 萬壽六通 長元七通 長曆五通 長久八通 寛德一通

永承八通 天喜六通 康平一五通 治曆七通 延久一九通 承保一四通 承曆一四通 永保一二通 應德三一通 寛

治二七通 嘉保二七通 承德一〇通 康和七一通 長治二五通 嘉承二七通 天仁一一通 天永二九通 永久四四通

元永一一通 保安一一通 天治二通 大治一一通 天承七通 長承一通

合計六〇四通を收めてゐる。本書が永久丙申、即ち永久四年の自序をもちながら、永久以後のものも少からず收めてゐるのは、著者爲康が、保延長承五年（AD一一三九）九十一歳で歿するまで、漸次増補追加したものであらう

和田英松博士  
一本朝書籍目

「證考」

以上のほかに、醍醐寺要書や醍醐寺雜事記、東大寺要錄、東寶記、或は石清水八幡宮寺緣事抄など、寺院や神社のそれぞれの文書を集めたものも少くない。奈良時代の文書が、原本を多く今日に傳えてゐるのに對して、纏纂されたものとして傳へられてゐることは、平安時代の文書の著しい特色である。而も例へば醍醐寺雜事記卷十四・卷十五の文治二年當時の醍醐寺寶藏文書櫃目錄によれば、年號を記してゐる文書通數は、五百通以上を數えるが、今日残つてゐるものは、僅かに案文として數通を存するにすぎず、同書の卷十二・卷十三の二卷に免除證文として收載してゐる八十六通の文書によつて、その一部分を傳えてゐるにすぎない。若しこれに醍醐寺要書の三十四通を加えるとしても、なほ五分一を少しすぎる程度にすぎない。以てこの時代の研究に、これらの文書集の占める重要さをうかがうことができよう。

### 三

醍醐寺の文書目錄に示された平安末に存した五百通以上の文書が、今日ではわざかにその五分の一しかうかがうことができぬとしたならば、今日原本或は案文として残されてゐるこの時代の文書の蒐集と整理保存は、平安時代の研究者にと

つて急務でなければならぬ。

今日のこる平安時代の文書の原本又はそれに准ずる案文は、如何程あるであらうか。今日までのところ、極く個人的な消息類や、類型的な除目申文の類を除いて、管見に及んだ文書の數は、四千二百通である。若しこれに、除了消息、申文、用ひ難い断簡類を加え、更に前項の文書集所収の文書を加えても、恐らくは一萬通を超えることはないであらう。奈良時代の一世纪足らずの間の一萬數千通に比べて、ほほ四世紀にわたるこの時代が、それよりもなほ少い文書しか傳えてゐないことは、文書によるこの時代の研究を困難ならしめる所以である。この四千二百數十通の中、年號の明らかなるもの及び年號の推定し得るものと年代順に整理すると、次のやうな分布を示してゐる。

延暦二七通 大同五通 弘仁一七通 天長八通 承和三一通 嘉祥一三通 仁壽一七通 齊衡五通 天安五通 貞觀  
四六通 元慶二通 仁和三通 寛平七通 昌泰一通 延喜三五通 延長一八通 承平九通 天慶一〇通 天曆一六通  
天德五通 應和三通 康保二三通 安和二通 天祿五通 天延三通 貞元三通 天元八通 寛和八通 永延一二通  
永祚五通 正曆一四通 長徳一八通 長保七三通 寛弘三四通 長和八通 寛仁六通 治安一七通 萬壽一三通  
元六四通 長曆六六通 長久四一通 寛徳一一通 永承六六通 天喜二〇二通 康平九三通 治曆四〇通 延久六四  
通 承保四二通 承曆三四通 永保二四通 應徳四八通 寛治八六通 嘉保三七通 永長一九通 承徳二三通 康和  
一二四通 長治一一八通 嘉承三七通 天仁三三通 天永七三通 永久九四通 元永二三通 保安一〇〇通 天治四  
五通 大治一一四通 天承五四通 長承八八通 保延一二〇通 永治二五通 康治五〇通 天養三四通 久安五三通  
仁平八五通 久壽三三通 保元三三通 平治六九通 永曆一二二通 應保七九通 長寛九五通 永萬五一通 仁安一  
〇〇通 嘉應七一通 承安一二三通 安元八六通 治承一六一通 養和四四通 壽永一二四通 元曆九二通

當然のことながら、時代を降るにつれてその通數は著しく増加してゐる。

次にこの文書の所在の地理的分布から見れば、

岩手縣（括弧内の數字は「平安時代古文書編」における登録番號である）

一 中尊寺經藏文書 四通（二〇四、二五〇、二六一、二七五）

宮城縣

二 上遠野文書（栗原郡大河口上遠野氏）二通（三五〇、三五九）

五 狩野亨吉氏蒐集文書（東北大學現藏）二〇通（五九、九三、九〇、九三、九〇、九三、二五三、三八八、三三三、三五五、西四、三九六、二五七、

三四、三九、二二、三九、毛九〇、毛九一、毛九二、毛九三、毛九四、毛九五）

山形縣

四 市河文書（米澤市伊佐早謙氏）四通（二五〇、二五三、二九〇、二九三）

茨城縣

五 荣山寺文書（新治郡色川三中本）一一通（二三、二九〇、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九）

六 荣山寺文書（水戸彰考館本）七通（二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九）

七 鹿島大禱宜文書 三通（二三〇、二三一、二三二）

八 鹿島護國院文書 一通（二三〇）

九 鹿島社文書（楓軒文書纂所牧）四通（二三一、二三二、二三三、二三四）

一〇 菅孝次郎氏所藏文書（東茨城郡）三通（二三〇、二三一、二三二）主として東大寺文書である。

一一 京八幡社文書（色川三中本）一通（二三四）

一二 諸家文書纂（彰考館本）一通（二三四）

平安時代の古文書（-）

三 田所主税文書（楓軒文書纂所收）二通（三五、三六）但しこれは安藝國在廳田所氏の文書である。

四 大宮司文書 一通（三五）

五 吉田社文書（楓軒文書纂所收）二通（三六〇、三六一）

栃木縣

六 園田文書（山田郡園田愛太郎氏）一通（三六五）

千葉縣

七 大禰宜文書 二通（三七、三四）

八 香取文書（香取文書纂）五通（三四〇、三四六、三三三、三九三、三九六）

九 香取文書（楓軒文書纂所收）五通（三四〇、三四七、三五七、三六一、三六四、三六三）

一〇 香宗我部傳證文（香宗我部順氏）一通（三四〇）

埼玉縣

一一 根岸武香氏所藏文書（大里郡冨山村）三〇通（四、四、一〇、二七、二九、二〇、三三、一〇四、三一、三二、三三、三四、七五、七六、

一〇〇五、一〇一、一〇二、一〇三、一三九、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二三五、二三四、二三三、二三二、二三一、二三〇）東大寺文書東寺文書

観世音寺文書などを蒐集したものである。

東京都

一二 赤星鐵馬氏所藏文書 二通（五、四三）

一三 井上恒一郎氏所藏文書 一通（三五）有名な尾張國解文の弘安寫本である。從來缺けてゐた年號日付を有する點、また同解文最古の寫本である點で貴重である。

四 市島謙吉氏所藏文書 三通（一五、二七、二九）東寺文書である。

五 大鳥大明神文書（長谷川福平氏藏）二通（三〇、三三）大鳥神社は和泉國大鳥郡の式内社である。

六 大森洪太氏所藏文書 一通（四〇四）

七 正親町伯爵舊藏文書（東京大學史料編纂所寄託）一四通（西、三、三、三、空、一空、一空、一空、二空、二空、二金、二八、二五、

四八）すべて近世の寫にかかる東大寺文書で、近江國の墾田賣券にかかる。

八 岡本文書 一通（四〇七）

九 柏木貸一郎氏所藏文書 二通（九三、四〇六）東大寺文書である。

一〇 神田孝平氏所藏文書 三通（四天、四空、四〇四）

一一 嚴松堂待賈文書 二通（四五、三三）東大寺文書と三鈷寺文書である。

一二 北白川家所藏文書 一通（六、一〇三、一〇四、二五、二〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一〇一、二二、二西）

三 何れも園城寺文書智證大師圓珍の關係のものである。

四 久我家文書（國學院大學保管）六通（五六、一七五、三六、四〇七、四〇八、四〇三）

五 黑田太久馬氏所藏文書 二通（七天、十四）東大寺文書黒田庄關係のものである。

六 古梓堂（久原文庫）文書 一七通（四、三三、五六、五六、四三、九三、九三、九三、九三、九三、二〇一、二〇一、二〇一、二五、二五、三五、三五、二五、

三五、二五）東大寺文書及び東寺文書を含む。

七 弘文莊待賈文書 一通（四〇八）賀茂神社文書である。

八 近藤圭造氏所藏文書 一通（八三）東大寺文書である。

九 佐々木信綱氏所藏文書 六通（九九、四〇三、四二、四五、二六、二七）東大寺文書である。



三三四、三五七、三九一、三九四、三九三、三九四、四九二) この中二八通は東大寺文書であり、他は大乘院文書等を含む。

四七 尊經閣所藏文書 三七通 (西園、三美、三毛、一毛〇、一毛二、一毛七、二〇八、三〇七、三〇四、三九九、三三三、西天、西園、一毛八、元八一、

元八二、三〇一、元三、三毛七、三毛、三毛四、三美六、三美七、三毛七、三毛八、三毛九、三毛十、毛八三、四二六、四三七、四四一、四五、四五、四五、四五、

四五、四五、四五) この中に東大寺文書多數を含む。

四八 高松官家所藏文書 二通 (元三〇、三〇〇)

四九 微古文府 三通 (毛九、六九、二〇四)

五〇 帝室博物館陳列文書 三通 (一〇七、三〇七、三六五)

五一 東京文科大學所藏文書 四通 (三美、三毛、三九八、八九) 東大寺觀世音寺文書を含む。

五二 東京大學所藏文書 (史料編纂所保管)

五三 東大寺文書 三一通 (哭、毛三、毛四、毛七、空一、夫、毛一、毛三、八四、八八、八七、八毛、矣、三毛、一毛七、三三三、三毛三、

毛毛、二毛九、西五、西四、西一、西毛六、毛七、毛八、毛九、毛五、毛三、毛毛、毛夫、毛四、四毛)

五四 觀世音寺文書 一二通 (西毛一、毛毛、毛九、一毛三、一毛三、一毛〇、一毛一、一毛四、一毛七、一毛七、一毛七、一毛九、一毛二)

五五 東寺文書 一通 (毛毛)

五六 東京大學史料編纂所々藏文書

五七 東大寺文書 一〇通 (九〇、一二五、二毛、一四、一毛、一毛、一毛、一毛七、一毛八) 近江國愛智庄立券文と題する鑿田賣買券

八通を含む。

五六 春日社舊記文書 五通 (毛六、一毛三、一毛毛、三毛三、三毛)

六 廣田社舊記文書 四通 (二毛、一毛、三毛、三毛) 摂津國廣田社の文書である。

平安時代の古文書 (一)

五

東京美術學校所藏文書 一通（二六）觀世音寺資財帳である。

五

本 東寺文書（國立上野圖書館本）五六通

義光、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八) 江戸時代に白河樂翁が東寺文書について書寫せしめたもので、後叢名文庫に歸し、

現在國立上野圖書館の有となつたもので、現在の東寺百合文書に逸したもののみを擧げた。

東寺古文零聚（酒井家）六通（三四、二八、二八、二九、三四、三五六）伴信友が東寺について筆寫せるもので、現在の東寺百合文書に逸せるもの。

五六  
內閣文庫所藏文書（宮城内）



三三〇、三五〇、三七〇) 東大寺文書が大部分を占める。

癸 松田福一郎氏所藏文書 一六通 (元九、一二三、二四六、一四七、一四八、一四九、二五九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七) 主として東大寺文書である。

壬 水速文書 一通 (四〇七)

癸 三宅長榮氏所藏文書 五通 (穴四、一二三、三〇一〇、二四四、二四五) 東大寺文書である。

癸 民經記裏文書 (東洋文庫本) 一通 (七五)

壬 八代恒治氏所藏文書 一通 (九〇) 東寺文書である。

壬 山崎種二氏所藏文書 二通 (二九六、二九七)

壬 由良文書 (安川繁成氏) 一通 (三五)

### 神奈川縣

壬 圓覺寺文書 (鎌倉市) 二通 (三九三、三九七)

壬 多聞院文書 (新編相模風土記所收) 一通 (三九八)

壬 鶴岡八幡宮文書 (鎌倉市) 三通 (三九九、四〇〇、四〇一)

癸 稽名寺文書 (横濱市) 一通 (三九四)

壬 長谷場文書 (横濱市長谷場純敬氏所藏) 二通 (三九五、三九六) 薩摩の長谷場氏の文書で、薩藩舊記所收の原本である。

癸 渡邊福太郎氏所藏文書 (横濱市) 六通 (三九七、三九八、三九九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五) 何れも東大寺文書である。

壬 湖縣

癸 高橋義彦氏所藏文書 (中蒲原郡大形村) 一〇通 (三九七、三九八、三九九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五) 何れも

東大寺文書であり、後、市島謙吉氏に移つた。

△ 中野忠太郎氏所藏文書 一通 (三六二)

△ 保坂潤治氏所藏文書 一八通 (四六、四七、五三、七九、八四、一六三、二〇三、二〇七、二〇八、二〇九、三〇七、三〇九、二四七、六七、三五五、三毛四、五六、五五) この大部分は東大寺文書である。

長野縣

△ 吉田れん氏所藏文書 (諫訪郡) 一通 (三五四)

静岡縣

△ 蒲神社文書 (濱名郡神立村) 一通 (三六四)

△ 中山文書 (小笠郡中山將見氏) 一通 (三〇三)

△ 益永文書 (清水市益永透氏) 三通 (三三、三三、四九) 大分縣宇佐八幡宮社家益永氏の文書である。

△ 三島神社文書 (田方郡三島町) 一通 (三六六)

△ 矢田部文書 二通 (二五七、二五〇)

愛知縣

△ 熱田神宮文書 (名古屋市) 六通 (八四、金、壺、壺、丸、一六)

△ 關戸守彦氏所藏文書 (名古屋市) 一二二通 (三充、毛〇、三〇三、三〇八、三八、三五、三天、三六、三三、壺、三毛、三毛、三五、三五、三毛四、西八、西九、西〇) 東大寺文書及び三鈷寺文書である。

△ 大須寶生院所藏文書 (名古屋市) 一通 (三五) 東大寺文書である。

△ 水野正彦氏所藏文書 (名古屋市) 二通 (三毛、四〇九)

石川縣

須須神社文書（珠州郡三崎村）一通（三〇〇）

菅原天神社文書（珠州郡）一通（四〇〇）

福井縣

齒氣比神社古文書（敦賀市）一通（三〇〇）

滋賀縣

圭 石山寺文書 一三通（二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二〇一〇） その大部分は聖教

紙背文書である。

糸 打聞集裏文書（山口圓光氏本）七通（一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七）

卷 圓滿院文書 一通（二〇一）

丸 延暦寺文書 二通（二〇二、二〇三）

丸 園城寺文書 一〇通（一一一、一一二、一一三、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七） 何れも圓珍干係のものである。

100 願成寺文書 三通（二〇六、二〇七、二〇八）

101 金勝寺文書（栗太郡）一通（二〇九）

101 菅浦共有文書 一通（二〇五）現在彦根大學保管。

101 生源寺文書 一通（二〇二）

101 長命寺文書 一通（二〇四）

101 南部文書（淺井郡南部晋氏）三通（二〇六、二〇七、二〇八）

一〇六 明王院文書 一通 (三五七)

一〇七 坂蓮華院文書 (古文書纂所收) 一通 (三三八)

三 重 縣

一〇八 御塩殿神庫文書 二通 (三〇九、三〇八)

一〇九 近長谷寺文書 一通 (三五七)

一一〇 四天王寺文書 (津市) 五通 (九八二、二三六、一二九、一一〇、一一一)

一一一 神宮文庫文書

イ 神宮雜書文書 四通 (六六五、三五九、三〇九、三〇八)

ロ 神宮文庫文書 二通 (三一、一七三)

ハ 櫟木文書 一九通 (三三七、三六一、三元、三三五、三三一、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三三零、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三三零、三三一) 相馬御厨に關する文書である。

ニ 天 養 記 一〇通 (三三三、西一八、三三一、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇、三三〇) 大庭御厨に關する文書を集めたものである。

ホ 類聚神祇本源裏文書 四通 (三五五、三五〇、三三一、三三三)

一一一 東大寺文書 (三國地誌所收) 一一通 (七九、七三、七九、二八、二八九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九) 三國地誌古文

書の卷に收めたものの中、他に所見のない東大寺文書のこの時代のもののみを擧げたものである。

一一二 見郷文書 (宇治山田市神巫清白氏) 七通 (奥、北、北、北、三三六、三三六、三三〇、三三〇)

一一四 妙高寺文書 二通 (三三三、三三四)

## 奈良縣

一五 石崎直矢氏所藏文書（奈良市）二七通（元、三、四〇八、天六、堯五、大六、セ七、セ三、セ堀、八五、八〇、允四、一〇天、一五一、二五一、  
二五四、二六四、二〇六、三四一、二堀四、毛五、毛六、三八、五五七、五五六、毛天、堀五）何れも東大寺文書である。

一六 榮山寺文書（宇智郡宇智村）三〇通（西三、癸一、翌一、翌毛、翌堀、翌天、四八三、堀三、五一、五五、大六、堀〇、七三、九天、二垂、  
二六、二允、二三五、三〇、二天六、西四、翌毛、翌堀、一〇〇、一〇六、西六〇、二七五、三〇〇、二八五、三〇五七）すべて原本であるが、こ

の外に色川三中採訪本や彰考館榮山寺文書にあつて、本寺にないものも少くない。

一七 大宮文書（奈良市大宮守慶氏）二通（毛七四、三〇五七）

一八 賴安寺文書（生駒郡平端村）六通（一四五、一堀、毛三、三三三、三三七、堀六）

一九 春日神社文書（奈良市）二七通（八〇、一四六、二〇九、三九三、三五三、三五五、三五五、毛六、元六、三六六、西毛、西三、西六、三〇四、三〇五、  
毛三、毛五、八四、三六六、三堀、堀六、四〇一、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇七一）

二〇 興福寺文書（奈良市）

イ 因明四相違裏文書 一六通（堀一、毛三、毛八、毛六、毛九、三五〇、三五三、三五九、三五六、西三、西五、西三、西五、西九、  
西五、三五九）

ロ 興福寺文書 二通（元〇八、堀〇九）

ハ 興福寺別當次第裏文書 三通（三六〇、元二、三六九）

ニ 造興福寺記裏文書 二通（三二八、三三六）

ミ 西大寺文書（生駒郡伏見村）一通（三七〇）

一四 尊勝院文書（奈良市）六通（大、哭四、吾七、二〇九、三四六、四〇六）何れも東大寺觀世音寺文書である。



三五、三六、四〇、四四、四五、四七、四九、四八、四七、四五、五五、五四、五〇、五六、空一、空三、空三、空五、空四、  
空九、空三、空三、六三、六三、六三、六五、空五、空九、空一、空三、空三、空三、空三、空三、空三、空三、空三、  
七四、七九、七六、七四、七九、七三、七四、七九、七三、七五、七六、七九、七三、七四、七六、七五、七六、  
八二、八三、八六、八八、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、  
八九、八〇、八一、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、八三、  
九三、九四、九〇、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、  
九三、九四、九〇、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、九三、  
一〇三、一〇四、一〇四、一〇四、一〇四、一〇三、一二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、  
二六六、二五五、二五五、三四、三四、三四、三五、三五、三五、三五、三五、三五、三五、三五、三五、三五、  
一西三、一九九、二一九、一九九、二一九、一九九、一九九、二一九、一九九、二一九、一九九、二一九、一九九、  
二五三、二五三、二五三、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、二西〇、  
一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、  
二七六、二七七、二七七、二七九、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、  
二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、  
二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、  
二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、  
二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、二七〇、  
一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、  
一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、  
一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、一要九、







## 京都府

〔四〕 阿刀文書（京都市阿刀弘文氏）一通（五〇三）

〔五〕 雨宮善四郎氏所藏文書（京都市）四通（三〇八、三〇九、三一〇、四〇七）

〔六〕 安樂壽院古文書（紀伊郡）七通（三七、西七、毛一、天若、二五六、美久、三七四）

〔七〕 石清水文書（綴喜郡八幡町）二七通（三〇、美、四四、四五、四六、四七、四八、一〇七、一七七、一七九、一八八、一九九、二九九、三三三、三毛、三五六、三九九、

〔七〕、三九四、三九五、元〇三、三九三、三九五、毛一、三毛老、美毛、毛毛、三九九、  
〔七〕 田中家及び菊大路家文書を併せ、東京大學史料編纂所より出版された。

〔八〕 小川睦之助氏所藏文書（京都市）一通（三三）

〔九〕 大谷大學所藏文書（京都市）一通（三〇九）

〔一〇〕 大橋重喜氏所藏文書 九通（大六、金一、一〇三、一〇六、二六、一六六、天七、二九九、三四） 主として東大寺文書を含む。

〔一一〕 賀茂別雷神社文書（京都市）八通（三七、一三六、西三、三毛老、四〇四、四〇六、四〇九、四一二）

〔一二〕 勸修寺文書（京都市）三通（三九九、三七〇、三四）

〔一三〕 勸修寺家文書（京都市）二通（大三、三六〇） 但し永昌記裏文書である。

〔一四〕 神田喜一郎氏所藏文書（京都市）一一通（三三、三四、六七、三九、一五三、三九九、三〇六、三毛老、西七、三四一） すべて三鉢

寺文書の原本である。

〔一五〕 吉川靈華氏所藏文書（京都市）一通（三五） 弘福寺文書である。

〔一六〕 京都大學所藏文書（京都市）

イ 大東文書 一四通（二七〇五、二七〇八、毛六、三毛、三三、三毛四、三毛五、三毛六、三毛七、三毛八、三毛九、三毛十、三毛十一、三毛十二、三毛十三、三毛十四）







- 一 奏 東福寺文書（京都市）一通（天安三）
- 一 奏 德禪寺文書（愛宕郡）二通（元〇、天安三）
- 一 奏 鳥居大路文書（京都市）二通（天〇、天三）
- 一 充 中村直勝氏所藏文書（京都市）一通（三元）東大寺文書である。
- 一 告 西羽倉文書（京都市）一通（元〇）
- 一 告 仁和寺文書（京都市）一通（元〇、天、二元、二天、一元、一圓、一異、一毘、一毫、三六、三〇、三〇〇、三〇〇〇、三〇〇〇〇、天七、元九、元九）仁和寺開創以前の貞觀寺文書九通を含む。
- 一 告 羽田太郎氏所藏文書（京都市）一通（元〇）東大寺文書である。
- 一 告 林康員氏所藏文書（京都市）六通（元、天、異、元〇、三元、三央、三異）
- 一 齒 東文書（葛野郡東房經氏）一二通（天三、元〇）、三五、國、異〇、異〇、異〇、異〇、元〇、三元、三天、三三、天四）
- 一 告 平松家文書（京都市）三通（元〇、天、圓〇）
- 一 告 實鏡寺文書（京都市）六通（元〇、天〇、天〇、天〇、天〇、天〇）
- 一 告 老報恩院文書（京都市）二通（元〇、天〇）
- 一 告 松尾神社文書（京都市）二通（元〇、天〇）
- 一 告 妙心寺文書（京都市）三通（元〇、天〇、天〇）
- 一 告 妙法院文書（京都市）二通（元〇、天〇）
- 一 告 村井敬義氏所藏文書（京都市）八通（二天、三元、三元、二元、二元、二元、二元、二元、天、元九）何れも東大寺文書である。
- 一 告 八坂神社文書（京都市）六通（元〇、二天、三元、二元、二元、二元、元九）



〔六〕 井坊文書（大阪市井坊英二氏）一通（西園） 井坊氏は舊興福寺一乘院坊官である。

〔七〕 石塚書舗待賀文書（大阪市）一通（義四、四〇）

〔八〕 勝尾寺文書（三島郡豊川村）一〇通（西君、義五、八重、三毛、三良、義四、義〇、義六、義四、義三）

〔九〕 觀心寺文書（南河内郡川上村）一三通（三、二天、二西、天金、正九、二西、一天、八分、一癸、一癸六、三義、毛六、六七、三十六）

〔九〕 願泉寺文書（泉州郡貝塚町）四通（二癸三、二五一）、二癸六、（次）

〔九〕 金剛寺文書（南河内郡天野村）六通（元七、元七、元〇、元六、四〇七、四〇九）

〔九〕 鹿田靜七氏所藏文書（大阪市）一通（元九）

〔九〕 富田仙助氏所藏文書（大阪市）一通（義）

〔九〕 村山龍平氏所藏文書（大阪市）一通（〇〇）

和歌山縣

〔一〕 伊太祁曾神社文書（海草郡）二通（義八）

〔一〕 勸學院高野文書（伊都郡）二通（三三、壹三）

〔九〕 葛原文書（伊都郡境原村葛原孫市氏）四通（天年、二天、二癸、二西、西六）

〔九〕 日前神社文書（海草郡）二通（三毛、西毛）

〔九〕 熊野夫須美神社文書（東牟婁郡本宮村）一通（壹三）

〔九〕 栗栖文書（名草郡東栖村東栖太郎氏）二通（義七、義六）

〔九〕 粉河寺文書（那賀郡）一通（壹）

〔〇〕 高野山文書（伊都郡）一〇四通（三三、義、秀、四八、四九、四〇、四一、四二、四三、一五、一五二、一五三、二〇四、二〇五、二〇六、三〇七、



三六、三八、三四、西六、天七、元四) 何れも根來要書として所收。

三五 藥王寺文書 (紀伊續風土記所收) 三通 (天一、一〇七、一〇九)

二六 山西文書 (紀伊續風土記所收) 一通 (天九)

兵 庫 縣

三七 安藤直記氏所藏文書 (多紀郡篠山町) 二通 (四、三五)

三八 清水寺文書 (加東郡鴨川村) 二通 (三〇)、天九

三九 日下文書 (出石火郡) 一通 (天七)

三〇 園田多祐氏所藏文書 (多紀郡) 一通 (四五)

三一 吉井良尙氏所藏文書 (西宮市) 五通 (七八、一六九、一五〇、三会、三六)

三三 吉田履一郎氏所藏文書 (武庫郡住吉村) 二九通 (二、吾、奈、允、一八、三、三、三、天、天、天、天、三〇、三一、三元、壽、天、

九二、九三、一〇六、二〇〇、二五五、一九六、一八〇、二〇九、三〇〇、二四五、二四五、三三三、三五、三五、三五、元七、四五) 主として東大寺文書及び法

隆寺文書である。

岡 山 縣

三三 金山寺文書 (御津郡牧石村) 三通 (三六、天二、四三)

三四 慶立寺文書 (吉備溫故秘錄所收) 一通 (三五)

三五 塚本吉彦氏所藏文書 (岡山市四番町) 一通 (四七)

廣 島 縣

三六 淺野忠充氏所藏文書 二通 (天六、天八) 何れも嚴島神社文書である。

三七 厳島神社文書（佐伯郡）

イ 御判物帖 二五通（七八、二三、二四、二八、三七、二六、一七、二九、一七〇、三三、四九、二三、

一七、二三、二七、二九、一七、二七、一七、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、二九、

一九、二〇、二一、一〇、二一、一〇、二一、二二、二三、二〇、二一、二二、二三、二三、二三、

二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、二三、

鳥取縣 新興寺文書（八頭郡）一通（三九〇） 舊堀江清定氏所藏文書である。

鳥取縣 新興寺文書（八頭郡）一通（三九〇）

島根縣

三三 蒲生文書（島根郡蒲生鑑市氏）三通（一五、一九、二三）

三四 千家文書（簸川郡大社町）四通（二九、三八、三九、四〇）

平安時代の古文書 (一)

酒井清太郎氏所藏文書（松江市）一通（四毛） 嚴島神社文書である。

山口縣

草刈家證文（池田常吉氏）一通（九九六）

久利文書（玖珂郡岩國町久利圭一氏）五通（九二、三〇五、三〇七、三〇八、三〇九）

益田家什書文書（阿武郡益田精祥氏）六通（三〇四、四〇三、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八）

毛利家文書 三通（毛六、毛七、毛八）

徳島縣

八鉢神社文書（那賀郡長生村）一通（三〇三）

香川縣

金比羅宮所藏文書（琴平町）五通（六、八、三四、三七、二七七） 東大寺文書・春日神社文書・松尾神社文書等を收む。

高知縣

土佐國蟲簡集 四通（三〇六、三〇七、三〇八、三〇九）

福岡縣

梅津文書（三浦郡梅津多喜藏氏）二通（七〇一、三八八） 當地の北野天満宮田樂政所に關する文書である。

大泉坊文書（福岡市）二通（毛三、毛五）

田代文書（三井郡田代太郎八氏）七通（三〇三、三〇八、四〇一、四〇二、四〇四、四〇六、四〇九） 和泉國御家人田代氏の文書であ

る。

鷹尾神社文書（山門郡大和町）二通（三五五、三五六）

立花家所藏文書（柳河市）

イ 大友文書 一通（一九九）

口 保足文書 三通（三〇三、三〇五、三〇七）

貞 宗像神社文書（宗像郡田島村）一通（三〇二）

佐 賀 縣

西 稲佐山文書（佐賀文書纂所收）一通（三二一）

貞 河上山古文書（佐賀郡川上村實相院）七通（三六九、一七九、一五九、一五三、三四四、三四八、三六〇）

む。

貞 武雄神社文書（杵島郡武雄町）三二二通（三〇、一五三、一七七、一七〇、一七五、一八〇、一八七、一八九、一八三、一八〇、

一八五、一九〇、一九五、一九四、一九三、一九九、一九五、二〇〇、三〇八、三〇六、元八三、元金、三〇五、三〇三、三七、三八〇、三四三、三四四、三四五、

四〇一）

長崎 縣

貞 鹿島由己氏所藏文書（對島嚴原町）一通（三〇〇） 對島下津八幡神社文書である。

貞 松浦家所藏文書（平戸）

イ 石志文書 四通（四六、一四〇、三三二、三四五）

口 觀世音寺文書 六通（一九一、九四、九三、一〇六、一〇七、一〇三）

熊 本 縣

貞 阿蘇文書（阿蘇郡宮地町）八通（四七、一〇九、一〇六、一〇五、一〇七、一〇九、一〇八、一〇九）

平安時代の古文書（）

大分縣

到津文書（宇佐郡宇佐町到津公熙氏）二通（三五六、四〇七）

宇佐大鏡所收文書（到津公熙氏本）一一通（二八三、二八四、二八五、二八六、二三八、二三九、一三一、一三三、一三四、三〇九、四三一、四四六）

宇佐諸家文書纂（小野龍坦氏採集）一通（二五〇）

小山田文書（宇佐郡宇佐町小山田貞夫氏）七通（二〇九、三〇四、二三四、二三五、二三六、二〇一、三〇九）

訛磨文書（北海部郡角子木村訛磨源五氏）二通（二四三、毛九）

都甲文書（大分郡八幡村都甲一彌太氏）一通（三七一）

永弘文書（宇佐郡宇佐町永弘健氏）四通（四四四、四九〇、四七七、四九八）

樋田古文書（宇佐郡宇佐町樋田氏）四通（三三九、三七三、三二三、三五三）

廣瀬貞治氏所藏文書（日田市）二通（三五、三七）この文書は、筑前糸島郡に本據を構えた松浦黨中村氏の文書で、江戸末廣瀬氏に歸したものである。

宮師文書（大分市）一通（二九〇）

杵原八幡神社文書（大分市）二七通（二六、三一、四七、四六、五一、五七、七一、七八、三七、三五六、三五四、三四、三五七、三五八、三〇五、三〇一、三〇三、三六一）

毛二、毛三、毛毛、毛八、元六、元三、元七、三三、三四、三五、三〇五、三〇一、三〇三、毛六

宮崎縣

日下部系圖所收文書（宮崎市湯淺直氏藏）五通（二九七、三三三、三二三、三三一、三一〇）日向國在廳に關する文書であるが、若干疑がある。

富山文書（北諸郡富山宜正氏）三通（三三四、三七〇、三八七）

二六 本田文書（東諸縣郡本田親由氏）一通（三五四）

鹿兒島縣

二七 入來院文書（薩摩郡入來院町）一通（三五五）

二八 桑幡元長氏所藏文書（姶良郡）二通（三五六、三五七）

二九 國分氏文書（薩藩舊記所收）一通（三五八）

三〇 檀執印文書（薩藩舊記所收）二通（三五九、三六〇）

三一 順峯院文書（薩藩舊記所收）一通（三六一）

三二 島津家文書（鹿兒島市）三通（三四三、四二三、四二五）

三三 瀬戸口彌一氏所藏文書（姶良郡清水村）一通（三六二）

三四 台明寺文書（島津家）二〇通（五六、六四、六三、七四、八〇、壹、二〇、三四、三壹、三六、三九、三圆、三〇、三三、  
三五、三九、三圆、三壹、三六）

三五 調所氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六三）

三六 永利氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六四）

三七 二階堂氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六五）

三八 新田八幡神社文書（薩藩舊記所收）一通（三六六）

三九 比志嶋文書（鹿兒島市比志嶋彦麿氏）一通（三六七）

其他

四〇 エール大學所藏文書 五通（七五、八〇、三三六、五九四、三三五） 何れも東大寺文書である。

平安時代の古文書（）

二八 岡本氏文書（擁書漫筆所收）一通（三七〇）  
 二九 清水寺縁起所收文書 三通（三七、三九、二四）

二三 後藤家文書 一通（三七四）

二四 古田券 七通（二〇四、三九、三九四、二九六、二九七、三〇九、三九四）

二五 法務御房初任次第裏文書 八通（九一、三九七、三九四、三八三、三八一、三三一、三三一、三九一）

以上縣別にみると、北は岩手縣から南は鹿兒島縣に至る三十七都府縣に涉つて（青森・秋田・福島・群馬・岐阜・富山・愛媛の各縣を缺く）ゐるが、今これを、その所藏者と文書の内容の一致するものと一致しないもの、即ち、その家に傳來すべくして傳來せられてゐるものと、蒐集によつて所持せられて所有者と文書の内容とが無關係のものとに類別すると次のやうになる。（前者をA類、後者をB類とする）

府 縣 名	A 類	B 類	計
京都府 東京都 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣 鹿兒島縣 大分縣 茨城縣			一六〇・一五〇
毛 三 五 三 五 毛			一六〇・一五〇
府 縣 名	A 類	B 類	計
大阪府 三重縣 神奈川縣 兵庫縣 福岡縣 靜岡縣 千葉縣 廣島縣			二二五・六二五
三 三 三 三 三 三 三 三			二二〇・〇四一
府 縣 名	A 類	B 類	計
新潟縣 山口縣 島根縣 岡山縣 愛知縣 長崎縣 佐賀縣 宮崎縣			四四五・六六七
九 九 九 九 九 九 九 九			四四五・六六七
府 縣 名	A 類	B 類	計
三 三 三 三 三 三 三 三			〇一〇・一一二
三 三 三 三 三 三 三 三			三三三・三三三

宮城縣	二
石川縣	一
岩手縣	一
山形縣	一
栃木縣	一
	○○一
	一一〇〇一
	一一一
三 埼玉縣	二
長野縣	二
福井縣	一
鳥取縣	一
德島縣	一
	○〇〇一
	一一一〇〇
	一一一
香川縣	一
高知縣	一
熊本縣	一
	○〇一
	一一一
	一一一
一 香川縣	一
一 高知縣	一
一 熊本縣	一
	○〇一
	一一一
	一一一

右表で京都府が、最も多數を占め、而もA類においても最多數を示してゐることは、山城國平安京の所在地であることから當然の現象であるが、東京都が、その次位を占め、而もA類が僅か五であるに對し、B類が四五を示してゐることは、財力と文化の新興首都であることより生ずる現象であり、和歌山縣が、奈良縣の上位にあることは、高野山を中心とする平安朝文化の繁榮を物語るものといえよう。鹿兒島縣が滋賀縣と並んで、第五位にあることは大分縣の第七位にあることと共に、注目せられる。大分縣のが、主として宇佐神宮を中心としてゐるに對し、鹿兒島縣のは、在廳關係のものが多い。概してA類の數字は、ほどその地方の、平安時代の歴史的地位に相應すると考へることができようか。右表は、所藏者數から見たところであるが、これを文書通數から見れば、第四位にある奈良縣が斷然他を壓し、京都府がこれに次ぎ、東京都更にこれにつくこととなる。奈良縣では東大寺、京都府では東寺の文書が、この順位を決定するのであって、この兩寺の文書は、少なからず寺外に流出したものと合せて、平安時代の研究に、重要な地位を占める所以である。

(未完)

Documents in the *Heian* 平安 Period

—Especially on their Distribution—

by R. Takeuchi

The manuscripts in the "Heian period" (from A. D. 781 to A. D. 1184) can be divided into two classes. First, documents transmitted in the form of the collection of old manuscripts edited by contemporaries, as *Ruijusandaikyaku* 類聚三代格, *Chōyagunsai* 朝野群載 and *Ruijufusenshō* 類聚符宣抄; secondly, manuscripts Proper which have been preserved in temples and shrines from that time.

The latter amounting to some five thousand, are scattered almost all over the country, while manuscripts in the *Nara* period are conserved collectively in the *Shōsōin* 正倉院, *Nara*. And many of them are found especially in *Nara*, *Kyōto* and *Tokyo*. This fact tells us that the historical development of civilization is reflected in the distribution of old manuscripts. At the same time, it would set forth that the civilization had spread at length, compared with the *Nara* period, all over the country.